

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団
栃木県医師修学資金貸与採用担当部署募集
慶應義塾大学医学部栃木県地域枠奨学金（医師志望）（6号奨学金）
2027 年度奨学生募集要項（2027 年 4 月進学者用）

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下、「当財団」という。）は、医療の発展と充実のためには医療を支える人材が重要であることにかんがみ、栃木県にゆかりのある慶應義塾大学医学部栃木県地域枠採用の医療を志す学生に対し奨学援助を行い、高度医療を実践する「ハイレベル」な医療人材を栃木県に確保するとともに、世界の医療の発展と充実に寄与する有用な人材を育成し、世界の人々の幸福に貢献することを目的とします。（この要項で「高等学校」を「高校」と呼びます。）※この 6 号奨学金は栃木県の要望により設けるものです。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- （1）奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- （2）奨学生の卒業後の就職、その他一切について当財団は制約しません。（慶應義塾大学医学部栃木県地域枠進学者及び栃木県医師修学資金貸与採用者としての制約についてご確認ください。）
- （3）この奨学金は、当財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- （1）次の①②のいずれかに該当する者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
 - ①栃木県内の高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者または 2027 年 3 月卒業見込みの者
 - ②受験生本人の慶應義塾大学医学部栃木県地域枠出願時における住民票上の住所が栃木県内の者
- （2）慶應義塾大学医学部栃木県地域枠に進学し、栃木県医師修学資金貸与者に採用され、医師を志望すること
- （3）当該奨学金を要望し、栃木県発行の慶應義塾大学医学部栃木県地域枠・栃木県医師修学資金貸与採用の証明書が提出できること

※既卒者（いわゆる浪人生）も対象です。

4. 採用人数

1 名予定

5. 奨学金給付の額と期間及び方法

- （1）給付の金額 月額 5 万円／名

(2) 給付の期間 6 年間

ただし、「8.異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還」の(2)又は(3)に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止されることがあります。

(3) 給付の方法

奨学金は、毎年 4 月から始まる 3 か月（四半期）毎の初月の下旬に給付するものとします。（本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。）

1 回目	4 月～6 月(第 1 四半期)分	4 月又は 5 月下旬
2 回目	7 月～9 月(第 2 四半期)分	7 月下旬
3 回目	10 月～12 月(第 3 四半期)分	10 月下旬
4 回目	1 月～3 月(第 4 四半期)分	1 月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書（当財団指定様式を用い応募者本人が記載）
- イ 栃木県の推薦書（当財団指定様式）
- ウ 栃木県発行の慶應義塾大学医学部栃木県地域枠・栃木県医師修学資金貸与採用者の証明書

(2) 提出方法

必要書類 アは応募者本人、イ及びウは栃木県でとりまとめて当財団事務局宛（下記「提出先」）に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イは当財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

※ 1 号奨学金応募者はアの提出は不要です。

(3) 提出期限

応募者が慶應義塾大学医学部栃木県地域枠合格及び栃木県医師修学資金貸与採用を知った日から 2 週間以内（当財団必着）

(4) 提出先（郵送先）

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り 2 丁目 4 番 6 号 株式会社ホテルニューイタヤ内
公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局 6 号奨学金受付 宛て

7. 奨学生の内定、採用

- (1) 応募者の内定は、当財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2027 年 5 月 25 日までに推薦元（送付先：栃木県医師修学資金貸与担当部署）及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 奨学生採用のための当財団必要書類を不備なく提出し、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還

(1) 異動の届出：下記ア～コのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を当財団に届出てください。

- ア 留学するとき
- イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき

- ウ 停学、その他の処分を受けたとき
 - エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき
 - ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
- (2) 奨学金の休止：奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
- ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
- (3) 奨学金の廃止：奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
- ア 退学したとき
 - イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき
 - エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - カ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - キ 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (4) 奨学金の返還
- ①前記(1) 異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、当財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
 - (2) 最終学年次以前の進級時は成績証明書(進級時又は進級後に取得し提出)
 - (3) 最終学年次の卒業時は卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい)(卒業時又は卒業後に取得し提出)
 - (4) その他提出の必要ありと当財団が判断し通知した書類
- 上記(2)～(4)の提出が義務付けられています。